

ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項

(昭和 55 年 5 月 22 日告示第 419 号)

[沿革] 昭和 56 年 6 月 25 日告示第 551 号、
平成 4 年 4 月 8 日告示第 285 号、
平成 12 年 3 月 31 日告示第 341 号、
平成 17 年 3 月 30 日告示第 357 号、
平成 24 年 2 月 24 日告示第 189 号改正

(目的)

第 1 条 この要項は、県民が祖先から受け継ぎ、ふるさとの象徴として地域の歴史と伝説を秘めたふるさと熊本の樹木を登録し、もってふるさとの自然を大切にする県民意識の高揚を図り、県民の豊かな自然環境及び生活環境を維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項で「ふるさとの樹木」とは、県下各地域に存在する伝説的及び歴史的な由緒ある樹木又は樹木の集団とする。

(県の責務)

第 3 条 県は、市町村と協力して、ふるさとの樹木の適正な保存のために必要な基礎調査を行い、その必要性について県民の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、ふるさとの樹木が重要な県民的財産であることを自覚し、県が行う施策に協力するとともに、自らふるさとの樹木を大切に保存するよう努めるものとする。

(登録)

第 5 条 知事は、ふるさと樹木の象徴として記念するため、別に定める基準に該当する特に重要なふるさとの樹木を「ふるさと熊本の樹木」として登録するものとする。

2 前項の登録を受けようとするもの（ふるさとの樹木の所有者及び管理者並びに市町村長に限る。）は、ふるさと熊本の樹木登録申込書（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の登録を受けようとする市町村長は、ふるさとの樹木の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

4 知事は、第 1 項の登録をしたときは、その旨を熊本県公報で公示するとともに、当該申込みに係る所有者等及び市町村長に通知するものとする。

5 第 1 項の規定は、次の各号に掲げるふるさとの樹木については、適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項、第 110 条第 1 号又は第 182 条第 2 項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

- (2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第 2 条の規定により指定された樹木又は樹木の集団

（管理）

第 6 条 ふるさと熊本の樹木として登録されたふるさとの樹木（以下「登録樹」という。）の管理は、所有者等が行うものとする。

- 2 知事は、前項の管理に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 知事は、第 1 項の規定により登録樹の管理を行う所有者等に対し、予算の範囲内で助成することができる。

（届出事項）

第 7 条 所有者等は、登録樹が滅失又は枯死したとき又は次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 登録樹の所有権を移転するとき。
- (2) その他登録樹の保存に著しい影響を与える行為をするとき。

（所有権変更に伴う協議）

第 8 条 知事は、登録樹の所有権の変更があったときは、新たな所有者とこの要項に基づく登録について協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議の結果について、遅滞なく所有権の移転のあった登録樹の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

（登録の解除）

第 9 条 知事は、登録樹が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、その登録を解除するものとする。

- (1) 知事が登録樹としての価値を失ったと判断した場合
 - (2) 第 5 条第 5 項の規定に該当した場合
 - (3) 所有者から正当な事由に基づいて解除の申出があった場合
 - (4) その他特殊な事由により知事が必要と認めた場合
- 2 知事は、前項の規定により登録の解除をしたときは、その旨を熊本県公報で公示するとともに、当該登録樹の所有者等及び当該登録樹の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

（報告）

第 10 条 知事は、必要と認めるときは、所有者等に対し、登録樹の現状又は管理等の状況につき報告を求めることができる。

（台帳）

第 11 条 知事は、別に定める登録樹に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(提出書面)

第 12 条 この要項の規定により、所有者等が知事へ提出する書面の数は、2 通とする。

附則

この要項は、昭和 55 年 5 月 22 日から施行する。

附則（昭和 56 年 6 月 25 日告示第 551 号）

この要項は、昭和 56 年 6 月 25 日から施行する。

附則（平成 4 年 4 月 8 日告示第 285 号）

この要項は、告示の日から施行する。

附則（平成 12 年 3 月 31 日告示第 341 号）

この要項は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 17 年 3 月 30 日告示第 357 号）

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 2 月 24 日告示第 189 号）

この要項は、平成 24 年 2 月 25 日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

熊本県知事 様

住所
氏名
電話番号

印

ふるさと熊本の樹木登録申込書

このことについて、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項第5条第2項の規定に基づき、下記の樹木等につき登録されるよう申込みます。

記

- 1 樹木の名称
- 2 樹木の数及び樹種名 本
- 3 樹木の歴史的・伝説的由来等

- 4 樹木の所在地
- 5 土地の所有者
 - (1)住所
 - (2)氏名
- 6 樹木の所有者
 - (1)住所
 - (2)氏名
- 7 樹木の管理者
 - (1)住所
 - (2)氏名
- 8 その他